

通所介護（または現行相当）と緩和した基準によるサービスを一体的に実施する場合の人員基準等について

平成28年12月
山口県健康福祉部長寿社会課

照会回答1

照会内容

（人員基準）

▽ 緩和した基準によるサービス従事者の人員基準における、「必要数」の解釈について

問1：（例）通所介護利用者…8名

緩和型（A型）利用者…7名 の場合、必要な介護職員数は何名となるか。

問2：（例）通所介護利用者…18名（必要人員数：1.6）

緩和型（A型）利用者…2名 の場合、通所介護の余力0.4を以て、
緩和型サービス利用者の基準（必要数）に充てることは可能か。

（設備基準）

問3：通所介護と緩和した基準によるサービスを一体的に実施する場合、
介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（P104）にて、「必ずしも場所を分ける必要はない」との記載があることから、それぞれの定員の合計数に必要な面積を確保した、1つのスペースで両サービスを提供できる、という解釈でよいか。

国の回答

（人員基準）

▽ 緩和した基準によるサービス従事者の人員基準における「必要数」とは、緩和型サービスの従事者を、別に必ず1名以上配置しなければならないものとして考える。

答1：通所介護利用者…8名

緩和型（A型）利用者…7名 の場合、必要人員数は2名（それぞれに人員が必要）

答2：通所介護利用者…18名（必要人員数：1.6）

緩和型（A型）利用者…2名 の場合、通所介護の余力0.4を以て、
緩和型サービス利用者の基準（必要数）にあてるとは不可（最低3名要）

（設備基準）

答3：両者の定員の合計数に必要な面積を確保した上であれば、1スペースで両サービスを提供できる。ただし、双方のサービス提供に支障がない場合に限る。

照会回答2

照 会 内 容

▽ 人員基準について問1の解釈とした場合、介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインについてのQ&A【H27.8.19版】の問11の解釈について、ご教示いただきたい（以下枠内：Q&A引用）。

問11：

通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、人員基準欠如の扱いはどのようにすべきか。

答11：

通所介護と、通所型サービスA及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所については、それぞれ必要となる職員（勤務時間）の合計に対して実際の職員配置が人員欠如となる場合、一体的に運営している以上、それぞれのサービスの提供や利用者の処遇に支障があると考えられることから、それぞれの事業所が人員基準欠如となり、

- ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分は、減算の対象となる。
- ・ 通所型サービスAの部分は、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。

つまり、人員基準自体は通所介護、緩和型サービスそれぞれ別個に判断することとされているにも関わらず、いずれかのサービスに人員欠如が生じた場合は、ともに人員基準違反となる、ということで間違いないか。

（同一スペースで一体的に運営していることによるペナルティーのようなもの）

国 の 回 答

▽ Q&A上、「一体的に運営している以上」との記載はあるものの、人員基準と同様に、減算対象の考え方についても、通所介護（または現行相当）、緩和型サービスそれぞれ別個に判断することとなる。

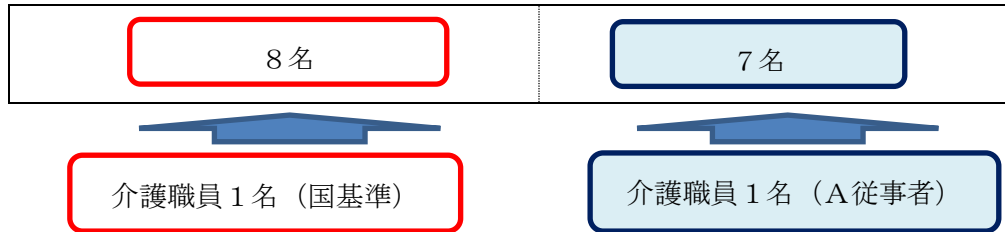
よって、いずれかのサービスの人員基準欠如によって、双方のサービスがともに減算対象となるということではない。

→ 上記の国回答を踏まえ、本件に係る取扱いを次の1～4のとおりとする。

取扱1 通所介護（または現行相当）と緩和した基準によるサービスを一体的に実施する場合の人員基準等について

人員基準（ケース1）

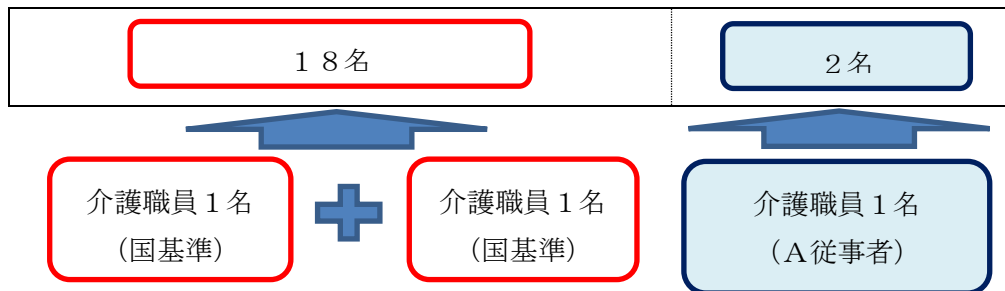
（例）通所介護（または現行相当）利用者：8名／緩和型（A型）サービス利用者：7名
【計：15名】



※ 緩和型（A型）サービス利用者に対し別に職員配置が必要（計2名）

人員基準（ケース2）

（例）通所介護（または現行相当）利用者：18名 / 緩和型（A型）サービス利用者：2名
【計：20名】



※ 緩和型（A型）サービス利用者に対し別に職員配置が必要（計3名）

設備基準

（例）通所介護（または現行相当）利用者：18名 / 緩和型（A型）サービス利用者：2名
【計：20名】

$$18名 \times 3\text{m}^2 + 2名 \times 3\text{m}^2 = 60\text{m}^2$$

The diagram shows the equation above with a blue L-shaped icon representing 18 users, a red square icon representing 2 users, and another blue L-shaped icon representing the total area of 60m².

※ 双方の業務に支障がない場合は、1スペースで両サービスを一体的に提供可能
機能訓練室の合計面積が、両者の利用定員の合計×3m²の数値を上回ること

【参考】人員基準（訪問介護）

（例）訪問介護（または現行相当）利用者：35名 / 緩和型（A型）サービス利用者：5名
【計：40名】



※ 緩和型（A型）サービス利用者に対し別に訪問事業責任者の配置が必要（計2名）

取扱2 2以上のサービスを一体的に提供する場合における「一体的に」の定義について

● **介護給付サービス + 介護給付サービス** の場合

Ex.) 通所介護 + 介護予防通所介護 / 特養 + ショートステイ 等

→ 双方の業務に支障のない範囲で、空間的・時間的に同時にサービスを提供でき、サービス提供にあたっては、人員、設備等を兼ねることができる

人員：両サービスの定員の総計に対し、人員配置することで足りる
(両サービスに同時に従事しているものとみなされる)

設備：それぞれの利用者について設備の共用が可能
機能訓練室の面積基準については両サービス定員の総計×3㎡で可

● **総合事業 + 介護給付サービス** の場合

Ex.) 通所介護 + 緩和型(A型)サービス 等

→ 双方の業務に支障のない範囲で、空間的・時間的に同時にサービスを提供でき、サービス提供にあたっては、設備等を兼ねることができる

設備：それぞれの利用者について設備の共用が可能
機能訓練室の面積基準については両サービス定員の総計×3㎡で可

ただし、人員については、厚生労働省より、総合事業のサービス提供においては「必要数」の配置が別に必要である旨が示されていること、また国のQ&A(介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインについてのQ&A問12)において、「総合事業を行う際は、介護給付とは定員を明確に区分する必要がある」と示されていることから、両者の人員を兼ねることはできず、それぞれのサービスに別途必要な人員を確保する必要がある。

※ 基準省令「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」
第93条第1項第八号

指定通所介護事業者が第1項第三号に規定する第一号通所事業(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(→ 緩和型(A型)サービスについては、これに含まれない)

取扱3 指定基準違反の場合における減算等の取扱いについて

引用：介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインについてのQ & A（問11）
【H27.8.19版】

Q：通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、人員基準欠如の扱いはどのようにすべきか。

A：通所介護と、通所型サービスA及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所については、それぞれ必要となる職員（勤務時間）の合計に対して実際の職員配置が人員欠如となる場合、一体的に運営している以上、それぞれのサービスの提供や利用者の処遇に支障があると考えられることから、それぞれの事業所が人員基準欠如となり、

- ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分は、減算の対象となる。
- ・ 通所型サービスAの部分は、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。

（例）

通所介護(または現行相当)利用者:18名／緩和型(A型)サービス利用者:2名

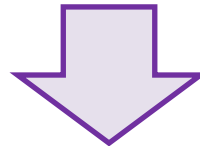
【計:20名】

人員基準

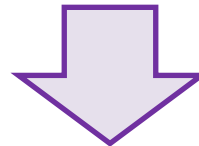
通所介護(または現行相当)
必要人員:2名



緩和型(A型)サービス
必要人員:1名



いずれかのサービスで
人員欠如が発生した場合



人員欠如となったサービスについて、人員基準違反（減算対象）となる

設備基準

必要面積:計60㎡以上

通所介護
(または現行相当)
必要面積:54㎡



緩和型(A型)サービス
必要面積:6㎡

合計面積が60㎡に及ばない場合

それぞれの事業所が設備基準違反となる

(場所を分けずに一体的に実施している場合)

取扱4 定員超過利用の取扱いについて

引用：介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインについてのQ & A（問12）
【H27.8.19版】

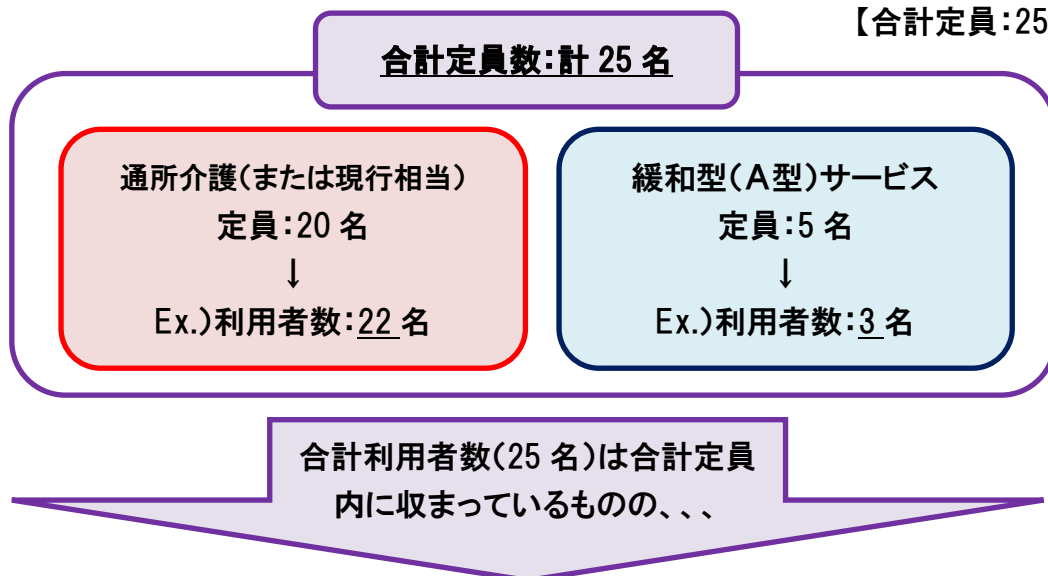
Q：通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、定員超過利用の扱いはどのようにすべきか。

A：

- 1 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の定員については、
 - ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で、利用定員を定め、
 - ・ これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者（要支援者等）で利用定員を定めることとしている。
- 2 したがって、事業所全体では、利用定員を超えないものの、
 - ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分が、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの利用定員の超過利用となる場合、減算の対象となる。
 - ・ 通所型サービスAの部分が、通所型サービスAの利用定員の超過利用となる場合、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。
- 3 なお、事業所は、適正なサービスの提供を確保するため、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

（例）

定員 通所介護(または現行相当)利用者:20名/緩和型(A型)サービス利用者:5名
【合計定員:25名】



通所介護（または現行相当）サービスについて定員超過利用となる